

No.	項目 (※指針の構成 と整合)	章	節	ページ	意見の 分類	意見	回答
1	目標・方針	3	(2)	5	地域活動	若い世代と高齢の方が向合うことが大切であり、そのための取り組みを考える時期だと思う。	ご意見の観点は重要と考えております。本指針20ページに、みんなで取り組む景観まちづくり活動として、「地域の顔見知りを増やす多世代交流会の実施」を位置付けており、ご意見については、今後の活動を進める上での参考とさせていただきます。
2	目標・方針	3	(2)	6	-	「3:花とみどりあふれるまちづくり」の一文目が長すぎるため、文章を分けた方が読みやすい。	ご意見のあった部分につきまして、よりわかりやすい文章となるよう、下記の記述に変更いたします。 「当地区では、地域のシンボルである二十四軒・手稲通(ラベンダー通り)や追分川のみどり、手入れされた民家の庭などが相まって、みどり豊かな居住環境が形成されています。さらに、地域の清掃、花植えなど地域活動が行われ、たくさんの人々の手によって花とみどりの魅力が維持されています。」
3	目標・方針	3	(2)	6	-	「4:手稲連山をはじめとした…」のあとの「利便性が高い」「多様性のある住環境」と「手稲連山との調和」の関連性が不明である。「手稲連山を背景に利便性が高い」などと続けた方が良い。	ご意見のあった部分につきましては、背景にある手稲連山と、整った街並みが調和し、魅力ある景観を形成していることを説明したものです。よりわかりやすい文章となるよう、下記の下線部の記述に変更いたします。 「戸建て住宅などの多いエリアと高層なマンションなどの建つエリアが分かれ、 <u>整った街並みと背景に広がる手稲連山が調和し、魅力ある景観を形成しています。</u> 」
4	景観形成の基準 (対象区域)	4	-	8	対象区域の拡大	景観誘導区域②の東側は、もともと戸建て住宅が多い区域であることに加え、民間企業の土地であった部分も新たな戸建て住宅地として造成中である。将来的に戸建て住宅が多い地区となることが予想されることから、景観誘導区域②に追加してはどうか。	ご意見のあった区域は用途地域が準工業地域となっており、景観誘導区域②と比較して、工業系施設など、多様な用途の建築物を建てることのできる地域となっています。そのため、今後の土地利用を見定めながら、景観誘導区域②に追加することを検討していきます。
5	景観形成の基準(建築物・工作物に関する事項)	4	(2)	12	建築物の高さ制限	住宅地における建築物の高さ制限は、早めにするべきだ。	当地区では、建築物の高さの最高限度を33mに定めています。意見交換会やアンケートにおいて、戸建て住宅が多い区域では建築物の高さを今より制限したほうが良いという意見をいただいた一方で、厳しい制限には反対との意見もあったことから、戸建て住宅の多い区域である「景観誘導区域②」では15m(5階建て程度)を超える建築物を建てる際は、圧迫感を軽減するよう努める基準としています。 また、「景観誘導区域②」では15m(5階建て程度)を超える建築物を建てる際は札幌市への届出を必要としており、届出者と協議しながらゆるやかに基準への適合を誘導していきます。 なお、具体的な数値を定めるまちづくりのルールとして地区計画等の制度の活用が考えられ、地域の方々との合意形成が得られれば策定することも可能です。

No.	項目 (※指針の構成 と整合)	章	節	ページ	意見の 分類	意見	回答
6	景観形成の基準(建築物・工作物に関する事項)	4	(2)	14	敷地細分化の抑制	敷地細分化についての文言をもう少し強い表現にしてはどうか。冬期の雪置き場などの問題を考慮すると、住みやすいまちづくりのためにはある程度の制限を設け、細分化しないような規制が必要ではないか。	ご意見のとおり、冬期間の雪置き場などの問題は重要であることから、14ページに記載の敷地細分化についての解説文に下記の下線部の記述を追記します。 「敷地の細分化が進み、～建ち並ぶようになると、冬期間の雪置き場の確保が困難になるなど、良好な居住環境の維持が難しくなる恐れがあります。」 当地区では、意見交換会やアンケートにおいて、戸建て住宅が多い区域では敷地の細分化を制限したほうが良いという意見をいただいた一方で、厳しい制限には反対との意見もあったことから、本指針では、敷地を分割する際は、あまり小さくならないように努める基準としています。
7	景観形成の基準(建築物・工作物に関する事項)	4	(2)	14	敷地細分化の抑制	敷地の細分化が深刻であり、家の前に植樹する余裕もない家が建てられ、冬期の雪の置き場がないことで近隣とのトラブルも発生しつつある。適正な広さの敷地を定める事が大事である。	
8	景観形成の基準(夜間景観に関する事項)	4	(3)	14	街路灯の設置	夜間景観に関する事項で、街路灯が少ない。手稲方面に向かった側には街路灯が多少見られるが、反対側(発寒6条13丁目側)には、街路灯が少ない。	ご意見については、関係部局等と情報を共有し、今後の参考とさせていただきます。
9	景観形成の基準(夜間景観に関する事項)	4	(3)	14	夜間の安全確保	外灯を増やすなどして、夜間でも明るい景観にしてほしい。	本指針では、夜間景観に関する事項を14ページに設け、夜間における歩行者などの安全性を向上させるため、適宜、屋外照明を設け、点灯するよう努める基準としています。 当地区の景観まちづくり指針は、札幌市景観条例に基づくものとする予定です。条例では、地区に住んでいる方や事業を営んでいる方などは、景観まちづくり指針に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨を規定しています。また、一定の規模以上の建築物を建てる際は札幌市への届出を必要としており、届出者と札幌市が協議をしながらゆるやかに基準への適合を誘導していきます。

No.	項目 (※指針の構成 と整合)	章	節	ページ	意見の 分類	意見	回答
10	景観形成の基準(広告物等に関する事項)	4	(4)	15	華美な 広告物	広告物は派手な物ではなく、わかりやすい物にしてほしい。	本指針では、広告物等に関する事項を15ページに設け、ラベンダー通り沿いの広告物等は周囲との調和を図るため、必要最低限の大きさとし、多色や華美な色合いにならないよう努める基準としています。当地区の景観まちづくり指針は、札幌市景観条例に基づくものとする予定です。条例では、地区に住んでいる方や事業を営んでいる方などは、景観まちづくり指針に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨を規定しています。また、一定の規模以上の広告物等の掲出などを行う際は札幌市への届出を必要としており、届出者と札幌市が協議をしながらゆるやかに基準への適合を誘導していきます。ご意見は協議の際に参考とさせていただきます。
11	みんなで取り組む景観まちづくり活動	6	-	20	-	指針のP20に記載がある各活動は、P5に記載がある「景観まちづくりの4つの方針」とつながると思うので、各項目の色や順番を揃えてはどうか。	ご意見の観点は重要と考えておりますが、20ページの(1)から(4)の各活動は、5ページの4つの方針と1対1ではなく複合的な関係であるため、現在の記載のとおりとさせていただきます。
12	みんなで取り組む景観まちづくり活動	6	-	20	ラベン ダー通り の活用	ラベンダー通りの知名度が低い ため「ラベンダー通り祭」などを 開催し、人との結びつきや地域の 活性化を促してはどうか。	みんなで取り組む景観まちづくり活動として、「ラベンダー通りの花植え・緑化活動、維持管理を地域で協力して取り組む」や「地域の顔見知りを増やす多世代交流会の実施」を位置付けていることから、ご意見については、今後の活動を進める上での参考とさせていただきます。
13	みんなで取り組む景観まちづくり活動	6	-	20	工作物 のデザ インの統一	ゴミステーションの形状や地区内 の掲示板を統一するなど、地区 が一体となって取り組んでいるシ ンボリックなものがあるとよいと感じる。	ご意見の観点は重要と考えておりますので、今後の取組の参考とさせていただきます。
14	みんなで取り組む景観まちづくり活動	6	-	20	地域の 環境美 化	ラベンダー通りなど、歩道の植樹 ますの手入れについて、マンショ ンの管理人など一部の人がボラン ティアで行っている程度しか見 られない。手入れなどを地域で 協力して行うのは難しいのでは ないか。	みんなで取り組む景観まちづくり活動として、「ラベンダー通りの花植え・緑化活動、維持管理を地域で協力して取り組む」を位置付けていることから、ご意見については、今後の活動を進める上での参考とさせていただきます。
15	みんなで取り組む景観まちづくり活動	6	-	20	追分川 の活用	追分川は取水量が制限されており、 洪水になることはないため、 桜並木を作ることができると思 う。休憩できる場所を作るなどの 工夫や、清掃をもっとやることな どが大切ではないか。	みんなで取り組む景観まちづくり活動として、「地域への愛着を高める追分川の清掃活動」を位置付けていることから、ご意見については、今後の活動を進める上での参考とさせていただくとともに、具体的取組などについては、関係部局等と情報を共有し、今後の参考とさせていただきます。
16	みんなで取り組む景観まちづくり活動	6	-	20	追分川 の活用	追分川の柵近辺の利用方法を 検討すべきである。	

No.	項目 (※指針の構成 と整合)	章	節	ページ	意見の 分類	意見	回答
17	みんなで取り組む景観まちづくり活動	6	-	20	地域のまちづくり活動	住民参加のまちづくりを行う予定はあるのか。そのスタートはいつか。	本指針は地域住民の方々と札幌市が協働で策定するものであり、住民参加のまちづくりの一つとして捉えております。策定後も、指針に位置付けたみんなで取り組む景観まちづくり活動などを通じ、住民参加のまちづくりを進めていきたいと考えております。
18	指針全般	-	-	-	全体の 内容	指針通りにまちづくりがなされるよう頑張ってください。	賛同意見
19	指針全般	-	-	-	全体の 内容	特に意見はありません。住みよい地区になるようお願いします。	
20	指針全般	-	-	-	全体の 内容	景観まちづくり指針には意見はない。	
21	指針全般	-	-	-	全体の 内容	宮の沢中央地区のまちづくり計画を作ってください感謝する。	
22	指針全般	-	-	-	全体の 内容	よくまとめられた指針だと思う。	
23	参考意見(指針に関するもの)	-	-	-	全体の 内容	指針の計画策定は、どこで行っているのか。	
24	参考意見(指針に関するもの)	-	-	-	全体の 内容	民間開発が進んだ今になって指針を作っても遅いし、他の課題を棚にあげて景観というのはいかがなものか。まちづくりは20年、30年先をみるべき。	本取組は、本指針1ページの「景観まちづくり指針策定の目的」に記載があるとおり、まちづくりに向けた思いを地域住民、事業者、札幌市などが共有し、少しずつ協働で取組を進めていくことで、良好な住環境を維持し、魅力の向上を図っていくものです。20年、30年先を見据えながら、地区が少しずつ変わっていくために、建築物の新築や建て替えの際などに守っていただきたいルールを景観形成の基準として定めております。
25	参考意見(関係部局等との連携に関わるもの)	-	-	-	ラベンダー通りの活用	ラベンダー通りの歩道が広い部分には植樹するなど、地域の憩いの場所を作るといいのではないかと。	ご意見については、関係部局等と情報を共有し、今後の参考とさせていただきます。
26	参考意見(関係部局等との連携に関わるもの)	-	-	-	冬の除排雪	排雪を積極的に行う仕組み作りが必要である。	
27	参考意見(関係部局等との連携に関わるもの)	-	-	-	冬の除排雪	冬期間の歩道の除雪と車道の除雪が一体化されていない。	
28	参考意見(関係部局等との連携に関わるもの)	-	-	-	道路の拡幅整備	みどり豊かな眺望にするため、「道幅が狭い」、「行き止まり道路がある」、「緊急車両が進入困難」、「児童公園の少なさ」などの課題を解消するといいいのではないかと感じる。	

No.	項目 (※指針の構成 と整合)	章	節	ページ	意見の 分類	意見	回答
29	参考意見(関係部局等との連携に関わるもの)	-	-	-	市全体の街路樹の植樹	20年前頃から、公園や街道沿いに札幌市を象徴するライラックの木が少ないと感じている。象徴となる木、種類を選定し、植樹に力を入れて欲しい。	ご意見については、関係部局等と情報を共有し、今後の参考とさせていただきます。
30	参考意見(関係部局等との連携に関わるもの)	-	-	-	商業施設の要望	住宅やマンションだけでなく、コンビニ等も整備されているバランスの良いまちづくりを進めて欲しい。	
31	参考意見(関係機関等との連携に関わるもの)	-	-	-	信号機のセンサーの移設	発寒7条14丁目の交差点の信号のセンサーについて、車が感知できず行列ができていることがある。感知できるようにセンサーを移設した方が良い。	
32	参考意見(関係機関等との連携に関わるもの)	-	-	-	空き家、老朽化対策	高齢化が進んでいくため、空き家対策や老朽化対策を指針に盛り込むべきと考える。	空き家対策は全市的な課題であると認識しており、本指針では具体的な対策などを記載していませんが、本指針に基づく取組を行うことにより、良好な景観を形成し、地区の魅力を高めることで、この地区に空き家などが発生せず、良好な住環境が維持されることを期待しております。